

デザイン保護のインフラ整備に奮闘中

一般社団法人日本デザイン保護協会専務理事 関口 剛

抄 録

当協会は、「デザインの保護及び利用の促進を図り、もって我が国経済の発展に寄与する」ことを目的として設立され、デザイン開発のための先行意匠調査・意匠権調査、デザイン関係資料の閲覧サービス等、デザイン保護に関するインフラ整備業務を幅広く行っています。

時代の移り変わりとともに新たな「デザイン」が生み出され続けており、意匠法の保護対象でないデザインもあります。当協会は、そうした意匠法で保護できないデザインについても研究をすすめるとともに、保護が可能な仕組みも提供する形で意匠法を補完する役割を求められています。

1. 沿革

当協会は、デザイン保全促進センターを母体として、1965年3月(昭和40年)、地域別・業種別のデザイン保護機関、約40団体からなる任意団体「全国デザイン保護機関連合会」が設立され、その後、1967年5月(昭和42年)に、「社団法人日本デザイン保護機関連合会」(Federation of the Organized Design Protection in Japan:FDP)に改組されました。FDPでは、特許庁の審査資料となる意匠の公知資料の作成と日本各地の自主登録団体の連絡調整が主な業務でしたが、デザイン保護に対する様々なニーズに的確に対応するためには組織的・財政的にも強化する必要があり、1988年4月(昭和63年)に新たに企業等も会員に加え、現在の「社団法人日本デザイン保護協会」に改組しました。

なお、当協会は、公益法人制度改革に伴って本年4月1日で一般社団法人になりました。

2. 協会の設置目的、及び会員数

当協会の前身であるFDPの時代は、意匠登録出願件数が年間5万件を越える時代で、一時は約6万件にまでなった時代です。現在は年間3万件程度であるので、隔世の感があります。時代に応じて新たな「デザイン」も生み出され続け、そうして新たに保護ニーズが生じたデザインについては、意匠法で必ずしも保護することができないものもあります。現在特許庁で検討を進めている画像デザインはその一例にあたるのではないのでしょうか。こうした保護ニーズはあるものの意匠法で保護できないデザインの保護について、特許庁等では適宜検討を進めていますが、デザ

インの潮流は非常にめまぐるしく変化しており、制度改革が追いつくことは容易ではありません。したがって、そうした意匠法で保護できない部分についても一定の保護が可能な仕組みを提供する形で、当協会には意匠法を補完する役割を求められていました。

そこで、現在の組織に改組するに当たっては定款を改め、その目的を「デザインの保護及び利用の促進を図り、もって我が国経済の発展に寄与することを目的とする。」こととしました。

なお、現在、正会員は58名(企業等)、賛助会員が22名(特許事務所等)、個人会員が27名であり合計107名となっております。

3. 主な業務内容

当協会の具体的事業は、上述のとおり審査資料作成と自主登録団体との連絡調整が主な事業であった時代からは大きく変わっており、デザイン保護に関するインフラ整備業務を中心に行っています。

(1) デザイン開発のための先行意匠調査・意匠権調査

デザイン開発やそのデザインを製品化するにあたっては、他社の先行意匠情報を調査することが重要です。他社のデザインを知ることはもちろんですが、他社よりも優れたデザイン開発をしなければ厳しい企業競争に勝ち抜くことはできません。

また、デザイン開発にあたっては、他者の意匠権を侵害していないかどうかについても確かめる必要があります。

意匠権侵害を回避するためには、そのデザインを権利化するか否かに関わらず意匠権調査を行わなければなりません。

さらに、開発したデザインを効果的に保護するためには特許庁に意匠出願することが望ましいですが、特許庁への出願前に意匠権調査を行うことで、意匠登録の可能性を予測することができます。

資力のある大企業であれば、こうした先行意匠調査及び意匠権調査を社内で行うことは比較的容易ですが、その他の企業等では調査にかかる費用負担の観点から社内に意匠公報を整備することさえ容易ではありません。特許電子図書館（IPDL）で意匠公報を閲覧することは可能ですが、企業等からは、図面の詳細を確認しつつ迅速に意匠権調査を行う際には、紙媒体の意匠公報を手めくりで行う方が効率的である場合があるとの声や、意匠に不慣れな中小企業や個人等にとってはIPDLの操作は困難なため、紙媒体で調査を行いたいという声があります。

そうした状況に対応するため、当協会では紙媒体の意匠公報を意匠分類別に整備し、これを一般の人が閲覧し調査できるようにしています。

また、IPDLで閲覧可能な資料は膨大であり、効率よく調査を行うためには、調査範囲を絞り込むための知識が必要となります。そこで、当協会では、意匠に関する審査審判業務に造詣の深いスタッフが意匠公報を活用した先行意匠調査等を行い、調査報告書を作成するサービスも提供しています。

なお、紙媒体の意匠公報を整備して体系的に閲覧することができるサービスを提供している施設は、当協会を置いて他にはないと思われます。

(2) 早期審査等の申し出に関する先行意匠調査

特許庁に対して意匠の早期審査、または早期審理の申し出を行う際は、審査の迅速化の一助とするために出願人が事前に意匠権調査を実施しておくことが望ましいとされています。上述の意匠権調査サービスは、こうした意匠の早期審査申請のための意匠権調査として利用されることもあります。

(3) デザインコンペ入賞候補作品に関する意匠権事前調査

各種デザインコンペ入賞候補作品の決定前に、意匠権に抵触する可能性があるか否かの調査も行っています。入賞候補作品が意匠権に抵触している場合、そのコンペ自体の信用が著しく損なわれます。そこで、主催者からの依頼により入賞候補作品が意匠権に抵触する可能性について調査を行い、報告書を作成しています。

(4) デザイン関係資料の閲覧サービス

意匠分類別にファイリングした意匠公報を閲覧に供するだけでなく、意匠法に関する審判決のほか、著作権法・不正競争防止法等のデザインに関する判決や文献も整備して閲覧に供しています。



閲覧室風景

(5) デザインに関する寄託および事実の証明業務

① 創作デザインの寄託

企業やデザイン事務所、大学などにおいて創作された様々なデザインの寄託を受け付けて保管しています。寄託されたデザインは秘密の状態で保管しますが、寄託者から公開の申し出があったものについては、インターネット上で公開しています。公開されたデザインは、意匠法第3条第1項で規定される公知の意匠として扱われ、その後に類似する意匠について出願があった場合には、この公開されたデザインの存在により新規性がないとして拒絶されることになります。つまり、デザインを公開しておけば、似たようなデザインについて他人に意匠権を取得されないという効果があります。また、副次的効果として、デザインを公開することにより、企業等から実施化の申し出があることも期待できます。

また、寄託者の請求により、創作の事実などの第三者証明として利用できる寄託証明書、または公知日証明書を発行しています。公知日の証明については、公証人役場でも可能ですが、公証人役場では公開サービスは行っていないという違いがあります。

なお、数年前になりますが、当協会に寄託を受け付けて公開したデザインについて、中国で冒認の疑いがある意匠権が発生しましたが、寄託者は当協会による公開を根拠に無効審判を請求した事例があると聞いています。

寄託の対象となるデザインは、意匠法に規定されている意匠のみならず、意匠法上の意匠でないデザインも含まれ



実際に寄託され、公開されたデザインの事例

ます。そのため、当協会による寄託は、意匠法を一定程度補完するものであると言えます。

②カタログ寄託

各企業が作成するカタログについても寄託を受け付け、公開しています。寄託のカタログの1部は、特許庁へ審査資料として提供しますので、寄託・公開後に他人がした意匠登録出願に係る意匠（カタログ掲載の製品デザインと同一又は類似の意匠等）の権利化を防止することかできます。

また、寄託者の申請により、公開事実等の証明として利用できる公知日証明書を発行しています。この証明書は、他者の意匠登録を無効にするための根拠資料や、新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする意匠登録出願をするときの公開事実の証明書として利用されています。



寄託されたカタログ

③インターネットで公開された意匠の証明

インターネットによって公知となった意匠については、デジタル情報である性質上、公知日や掲載写真の変更が容易ということもあって証拠能力が疑わしいとされることもあります。第三者である当協会が公知日を認証することにより、意匠の公開情報に一定の客観性を持たせることができることを期待し、例えば新規性喪失の例外規定の適用を受けようとするための証拠として使用できるよう公知日の証明書を発行しています。

(6) デザインの保護及び利用に関する調査・研究事業

デザイン等の知的財産に関する様々な制度の改正・整備が進められていますが、意匠制度のさらなる発展に資するために、意匠研究会を開催し、国内外の意匠保護関連制度や判決等について調査・研究を行っています。この意匠研究会は、牧野利秋弁護士（元東京高等裁判所部総括判事）を会長として知的財産権分野の学者、弁護士、弁理士等の学識経験者等約20名で構成され、活発な議論が繰り広げられています。



第98回研究会の様子

平成24年度の研究会テーマは、以下のとおりです。

第95回研究会

「中小企業へのデザイン導入と知財保護」

第96回研究会

「意匠（デザイン）・ブランドの活性化マネジメント」

第97回研究会

「部分意匠について」

第98回研究会

「ハーグ協定ジュネーブアクト加盟に向けた検討について」「竹」に「木」を接ぐ試み」

第99回研究会

「画面デザイン保護に関する問題の所在」



最近のインドの意匠制度に関するセミナー風景

(7) 機関誌「DESIGN PROTECT」の発行

デザインの保護及び利用についての普及啓発を目的に、当協会の機関誌「DESIGN PROTECT」を発行しています。この機関誌には、内外国のデザイン事情やデザイン保護への取り組みに関する情報、内外国法制度の調査・研究等が掲載され、意匠に関するタイムリーな情報が広く一般に提供されています。この機関誌には、意匠に関するレベルの高い学術論文なども掲載されていることから、日本唯一の意匠専門の定期刊行物として高い評価を受けております。

(8) 講習会の開催

実践的な意匠出願や意匠権活用戦略、また、諸外国の意匠登録制度についての説明会を開催し、意匠の保護に関する実務のレベルアップを図り、企業等が国内外において効果的に意匠を保護及び活用できるよう支援しています。具体的には、意匠の専門家である弁護士、弁理士、企業等における意匠担当者等を講師として招き、我が国や諸外国の意匠制度の動向、企業の意匠戦略や意匠管理等についての講習会を開催しています。

平成22年度

「韓国デザイン保護制度の活用と改正動向」

「中国新意匠法とその実務的対応」

平成23年度

「意匠審査基準の改定について」

「意匠保護を巡る国際動向について」

「意匠保護を巡る最近の動向について」

「効果的な意匠出願及び意見書の作成について」

「デザイン保護のための集中講座」

平成24年度

「中国意匠制度の最新動向と無効審判・侵害事件から

みた実務的活用」

「インド意匠制度の最新、その実務的対応と権利行使の現状」

上記以外にも、デザインの保護および利用に関する個別具体的な案件についての指導・相談、意匠行政施策への協力として特許庁からの受託事業の実施、刊行物の発行、デザインに関する他の団体や大学等との連絡・調整等様々なことを行っています。

4. 近況

(1) 公益法人制度改革への対応

私が現職に就任する頃（2011年）には、公益法人制度改革への対応は当協会にとって喫緊の課題であるとしてすでに指摘されていました。その頃は、各所で新法人移行の準備（定款の在り方、会計方法等）のためのセミナーが多数開催されていました。公益法人制度改革について知識が浅かった私は、こうしたセミナーに出席していち早く一定の知識を身につける必要がありました。さらに、これらのセミナーに加えて、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」を初めとする公益法人制度改革三法の勉強をしましたが、慣れない分野ということもあり非常に苦労した記憶があります。

公益法人制度改革によって、特例民法法人（従来の財団法人と社団法人）は公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人に移行することになっていますが、当協会は、一般社団法人に移行する道を選びました。

定款の作成にあたっては、定款案を作成し、理事会で議論の上、問題点を修正して総会で承認を得るという手続きが必要でしたが、そのためには定款案を2~3ヶ月という短期間で作成する必要がありました。モデルとなる定款をも

とに、セミナー等で得た知識をフル活用して当協会用にはアレンジし、理事会を3回ほど開催して何とか昨年6月の総会に持ち込むことができました。

本年3月には臨時総会を開催することができ、ようやく新法人移行への準備ができました。現職に就任してから約1年半かかりましたが、この間、理事会の議案に関する委員会を2回、理事会を6回、総会と臨時総会を各1回開催しました。この頻度は当協会始まって以来の記録となりました。

(2) 事務所の移転

私は、当協会の経営状況について担当者から説明を受けた際、事務所の賃料に改善の必要があると感じました。そこで、平成24年度の予算作成時に、この問題について本格的に検討することにしました。

まず、貸主の担当者と賃料の値下げ交渉を開始しました。交渉は概ね順調で当方の希望どおりの賃料で落ちつく方向ではあったのですが、残念ながら最終的には決裂し、結局移転することを決めました。

6月の総会にて事務所移転について了承が得られた後、移転について具体的な検討を開始しましたが、最大の課題は、移転準備のスケジュールでした。貸主への移転表明、現事務所の原状回復義務の履行、新事務所の業務環境整備（部屋の区切り工事やLAN工事等）を考慮すると、遅くとも7月中旬頃までには契約しなければならなかったのです。

そして紆余曲折の後、8月末に無事移転することができました。

特許庁職員時代には、旧庁舎からアークヒルズ、アークヒルズから現庁舎と2度の移転を経験しましたが、その経験は全く役に立たず、大変苦労しましたが、移転完了後のビールの味は格別だったことを覚えています。

以上、公益法人制度改革への対応と事務所移転に迫られた約1年半でしたが、特許庁職員時代には経験できなかったことを経験する貴重な機会であったと思います。

profile

関口 剛（せきぐち たけし）

1975年特許庁入庁
上席審査長、審判長を経て、2011年より現職